

指定管理者を募集します

■公募による指定管理者を予定している公の施設

施設名	設置条例	施設担当課
余市あゆ場公園 (パークゴルフ場等)	余市町都市公園条例	建設水道部 建設課
黒川町営駐車場及び 黒川第2町営駐車場	余市町駐車場条例	建設水道部 建設課
余市町温水プール	余市町温水プール条例	教育委員会 社会教育課
余市町総合体育館及び 余市運動公園有料公園施設	余市町総合体育館条例 余市町都市公園条例	教育委員会 社会教育課及び 建設水道部 建設課

■公募のスケジュール

項目	期日(予定)	備考
1. 公募の告示	1月12日(火)	余市町役場庁舎前掲示板に告示
2. 募集要項等の配布	1月12日(火) から 2月12日(金) まで	施設担当課から希望団体に配布
3. 公募説明会	1月20日(水)	募集要項配布
4. 質問事項の受付	2月4日(木) まで	郵送又はFAXにて担当課まで
5. 質問事項の回答	2月上旬	郵送又はFAXで回答
6. 申請書の受付	2月12日(金) まで	施設担当課に郵送又は持参のうえ、 提出のこと
7. 指定管理者選定委員会	2月下旬	
8. 指定管理者決定告示	3月中旬	余市町役場庁舎前掲示板に告示

※上記の期日については、変更になる場合があります。

◆問合せ 建設課 ☎21-2127 FAX 21-2144
社会教育課 ☎23-5001 FAX 23-5299

ご存じですか? 「米トレーサビリティ法」

食品事故や産地偽装など問題がある米穀が流通した際に、速やかに流通ルート特定し、販売中止や回収等を行うために、米穀取扱事業者間の取引記録の作成・保存が義務付けられています。(平成22年10月～)
また、消費者等利用者サービスの向上を目指し、産地情報の伝達が義務付けられています。(平成23年7月～)
生産者、流通、加工・製造、小売販売、外食等の各事業者で、米穀や米飯・米加工食品等の対象品目の取引等を行う事業者の皆さんは、この法律に該当します。

◆取引記録の作成保存方法

対象品目を仕入・販売等する場合には、「①品名、②産地、③数量、④取引年月日、⑤取引先、⑥搬出入した場所」を記録した帳簿か伝票類等を3年間保存すること。

◆産地情報の伝達方法

対象品目を販売・提供する場合には、伝票類(納品書、領収書等)に産地情報を含む取引記録を記載、または、米袋か商品等で産地情報を伝達します。

外食店、仕出、弁当、宅配、出前等で米飯類を提供する事業者は、店舗において「〇〇産米使用」の産地伝達を貼り紙やメニュー等でお客様(消費者)にお知らせが必要であり、また、宅配・出前等では伝票類やチラシ、はし袋等で産地伝達をする方法もあります。

◆詳細・問合せ

北海道農政事務所白石庁舎
☎011-863-6031
または農林水産省ホームページ
をご覧ください。

米トレーサビリティ制度が、
始まっています。



①業者間の取引等の記録の作成・保存が平成22年10月1日から、
②産地情報の伝達が平成23年7月1日から、義務付けられています。